

プラチナリーグ連盟会計規則

登 録 料：当連盟の登録に際しては、1 チーム 1, 0 0 0 円を
納入しなければならない。

この登録料は事情のいかんを問わず返還しない。

年 会 費：当連盟に登録したチームは、毎年1 チーム 2, 5 0 0 円を
納入しなければならない。

年会費を3 ヶ月滞納したチームは登録を抹消するものとする。

参 加 費：1 年に3 回開催するリーグ戦の参加費は、試合用ボールを
各チームが用意することから、コート代、ボール代、その他を
考慮し、1 回当たり1 チーム 2, 5 0 0 円とする。

総会時に3 回分を一括（7,5 0 0 円）納入する。

親善トーナメント大会については、その都度役員会にて決定する。

予算・決算：当連盟の予算・決算は、総会において承認を受けるものとする。

慶 弔：当連盟は慶弔に際して、お見舞いはしないものとする。

年 度：当連盟の会計年度は1 月 1 日から1 2 月 3 1 日とする。

付 則：当会計規則は2 0 1 4 年2 月 1 4 日より発効する。